

インフルエンザ感染症について

インフルエンザ感染症にかかったときは、学校保健安全法により出席停止の措置をとることになっています。インフルエンザ感染症と診断されましたら学校(0987-23-1311)か、学級担任までご連絡ください。

【出席停止の手続きについて】

登校届を医師より記入して頂き、学校にご提出ください。

尚、この書類は学校独自のものであり、医療機関のご好意で記入して頂いているのですが、有料の場合もございますので、ご理解ください。

※登校許可書は、コピーして使用されるか、または事務室、各学校寮、保健室に置いてあります。また、日南学園ホームページからもダウンロードできます。

※主治医からの登校届の作成が難しい場合は、**調剤明細書のコピー**を添付してください。

お手数をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

登校届

医療機関記入欄

下記患者は、インフルエンザと診断します。

患者氏名 _____
診断日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
医療機関名 _____
医師氏名 _____

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、インフルエンザの出席停止期間の基準は「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」とされています。登校を再開する場合は下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

※下記 2 つとも が入る必要があります。

発症した後 5 日を経過しました。

症状が始まった日: _____ 月 _____ 日 (保護者記入)

※発症した日は、病院を受診した日ではなく症状が始まった日で、その日を 0 日と数えます。5 日経過し、6 日目から登校可です。

解熱した後 2 日発熱がありません。

症状が始まった日: _____ 月 _____ 日 (保護者記入)

※解熱した日を 0 と数えます。2 日経過し、3 日目から登校可です。

上記 2 つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態と判断できますので出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 _____ 月 _____ 日
保護者氏名(_____)